

5 薬物乱用の防止～薬物、ダメ。ゼッタイ。

覚醒剤や大麻などの薬物を乱用すると、身体や精神がボロボロになり、記憶障害や人格変化により、以前と同様の生活を続けることができなくなるばかりか、場合によっては死に至ることもあります。

また、薬物乱用は周囲の大切な人を巻き込むこととなるだけでなく、幻覚や妄想による殺人、薬物の購入代金欲しさによる強盗や窃盗、重大な交通事故など取り返しの付かない事件につながるおそれがあり、社会全体に被害を与えます。

薬物に関してのご相談は、門別警察署までお寄せください。

6 国際テロ未然防止に向けた情報提供を！

海外では公共交通機関やイベント会場を狙ったテロが多発し、大きな衝撃を与えています。テロの発生を防ぐには皆さんの協力が必要です。

もし「隣の家知らない人が頻繁に出入りしている」、「施設内に普段見かけないものが放置されている」など、生活の中で違和感があったら、110番または門別警察署へ通報をお願いします。

☎ 門別警察署

☎ 01456-2-0110

門別警察署マスコット
キャラクター「門別ナイト」



ほくでん沙流川取水堰・日高取水堰・岩知志ダムおよび右左府発電所、日高発電所からの放流についてのお願い

ダム、取水堰の水門を開けたり発電を開始したりして水を流すときは、川沿いに設置したスピーカーまたはサイレンによりお知らせしますので、水難事故防止のため速やかに河川から離れて下さい。

ゲリラ豪雨等により、ダムへ流入する川の水が急激に増加し、緊急的にダム放流を増加する時は、通常時と異なる男性の声で緊急放送を行いますので、直ちに河川から離れてください。

また、川沿いにお住まいの方は、河川に近づかないようお願いします。特に、魚釣りや子どもの川遊びなどは十分注意願います。

放流する時のお知らせ方法

1 沙流川取水堰

○スピーカーによるお知らせ

・堰放流を開始する時、放流により川の水が増え始める約15分前から放送します。

○サイレン（堰地点）によるお知らせ

・堰放流を開始する約10分前からサイレンを吹鳴します。

2 日高取水堰

○スピーカーによるお知らせ

・堰放流を開始する時、放流により川の水が増え始める約15分前から放送します。

3 岩知志ダム

○スピーカーによるお知らせ

・ダム放流を開始する時、放流により川の水が増え始める約15分前から放送します。

・ダム放流量が200m³/秒、400m³/秒、500m³/秒になった時に放送します。

・さらに、以後ダム放流量が100m³/秒増水する毎に放送します。

○サイレンによるお知らせ

・ダム放流量が500m³/秒になった時に吹鳴します。

・さらに、以後ダム放流量が100m³/秒増水する毎に吹鳴します。

4 右左府発電所、日高発電所

○スピーカーによるお知らせ

・発電放流を開始する時、放流により川の水が増え始める約15分前から放送します。

注) ダムから放流するときにはスピーカーまたはサイレンによるお知らせは、河原に居られる方に川から離れてもらうよう注意喚起を行うものであり、ダム放流に関する法律（河川法）で設置が義務付けられています。

地域住民の皆様に対する居住地からの避難指示などの放送ではありません。



☎ 北海道電力株式会社 日高水力センター

☎ 01457-6-2076

北海道排水設備工事責任技術者試験のお知らせ

次のとおり「令和4年度北海道排水設備工事責任技術者試験」が開催されます。

町では、排水設備指定工事店の資格要件の一つとして「排水設備責任技術者を常時1人以上置いていること」としています。


日時 ・ 場所	10月18日(火) 函館	10月19日(水) 釧路・北見・苫小牧
	10月20日(木) 帯広・旭川	10月24日(月) 札幌
※全日程 午後1時30分～3時30分(120分)		
受験料	7,000円	
申込期間	8月17日(水)～8月26日(金) ※土・日曜日は除く	
申込先	水・くらしサービスセンター 上下水道グループ	
その他	新型コロナウイルス感染拡大等により、試験を中止・変更する場合は、一般財団法人札幌市下水道資源公社のホームページでお知らせします。 試験問題の形式、テキスト等については、日本下水道協会のホームページをご覧ください。	
	  札幌市下水道資源公社 日本下水道協会	

☎・📄 水・くらしサービスセンター 上下水道グループ ☎ 01456-2-3551

家畜商講習会の開催のお知らせ

家畜商免許の申請をするには、事前に家畜商講習会を受講しなければなりません。

家畜商講習会は、家畜商になろうとする者又はその従事者の取引についての法律及び技術的知識を深めさせ、家畜の取引に関する事故を防止し、家畜商の信用を高めることを目的として開催します。

開催日時	11月28日(月)、29日(火)の2日間 午前9時～午後5時20分	
場所	札幌市中央区北3条西7丁目 北海道第2水産ビル8階 8A会議室	
対象者	家畜の取引の業務に従事しようとする者	
講習内容	(1) 家畜の取引に関する法令 4時間 (2) 家畜の品種及び特徴 4時間 (3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間	
申込期間	7月13日(水)～10月13日(木) ※土・日曜日は除く	
申込先	日高振興局農務課又は日高町役場産業課農政・畜産グループ	
申込手続	受講願書正副2通(正本には、家畜商講習会受講手数料3,560円の北海道収入証紙を貼り付ける。)を作成し提出する。 なお、獣医師・家畜人工授精師の免許を受けている者で講習の特例措置を受けようとするときは、所定の様式に免許証の写しを添付し、願書と一緒に提出する。	
その他	受講願書等の様式については、日高振興局産業振興部農務課又は北海道のホームページ「北海道電子申請サービス」から入手すること。 講習会当日、受講前にテキストを購入してもらいます。受講手数料とは別にテキスト代がかかります。	
	 北海道電子申請サービス	

☎・📄 北海道日高振興局産業振興部農務課 ☎ 0146-22-9344
 役場産業課 農政・畜産グループ ☎ 01456-2-6185